

外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドライン

第 I 章 外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドラインについて

1. ガイドライン策定の背景と目的

外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。以下「外為法」という。）は、対外取引が自由に行われることを基本とし、「国際約束を誠実に履行するため必要があると認めるとき」、「国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため特に必要があると認めるとき」又は「我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるとして対応措置を講ずべき旨の閣議決定が行われたとき」には、経済制裁措置等の所要の規制を実施できることとなっている。これに基づき、これまで、テロリスト等、北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者等、イランの核活動等に関与する者のほか、ウクライナを巡る国際情勢に鑑みたロシア連邦又はベラルーシ共和国の者等に対する資産凍結等の措置をはじめとする各種の規制を実施してきたところである。

また、外為法第 68 条第 1 項の規定及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯収法」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき、金融機関等に課された外為法令及び犯収法令（以下「外為法令等」という。）に係る諸義務の遵守状況を外国為替検査（以下「外為検査」という。）により確認し、これら規制の実効性を確保している。

国際社会がテロ等の脅威に直面する中、刻々と変化する国際情勢を踏まえたリスクの変化等に機動的かつ実効的に対応する必要性が高まっており、金融活動作業部会（FATF）の勧告においても、マネー・ローンダリング対策、テロ資金供与対策及び拡散金融対策について、リスクを特定・評価し、リスクに見合ったリスク低減措置を講じるリスクベース・アプローチの導入が求められている。

かかる中、平成 30 年に財務省は、外為検査の検査事項等を定めた従前の外国為替検査マニュアルを改組し、リスクベース・アプローチを取り入れたより効果的な枠組みへ移行すべく、必要な態勢整備等に関する具体的な検査項目を詳述した外国為替検査ガイドラインを策定した。令和 4 年には、経済制裁措置の実効性を確保するため、外国為替取引等取扱業者（外為法第 55 条の 9 の 2 第 1 項に規定する外国為替取引等取扱業者をいう。以下同じ。）に、外国為替取引等取扱業者遵守基準（外為法第 55 条の 9 の 2 第 1 項に規定する外国為替取引等取扱業者遵守基準をいう。以下同じ。）の遵守を求めることとする改正外為法が成立し、外国為替取引等取扱業者遵守基準により、経済制裁措置に係るリスクベースでの対応や態勢整備が外為法令に基づく義務として明示的に求められることとなった。これを受けて、外国為替検査ガイドラインについて、外国為替取引等取扱業者遵守基準を含む外為法令等の遵守に関する考え方や解釈を示すとともに、外為検査を行う検査官の検査指針を示すものとして再整理し、「外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）として公表することにより、外国為替取引等取扱業者等による各種義務の遵守の確保を図ることとした。

2. 外為検査実施に当たっての基本的な考え方

本ガイドラインでは外国為替取引等取扱業者等が外為法令等を遵守するうえで求められる対応を整理しており、外為検査では、当該検査の対象先が、本ガイドラインに沿って外為法令等に基づく以下の義務等を遵守しているか否か、当該遵守のための態勢がとられているか否かを確認する。外国為替取引等取扱業者等は、関係法令や本ガイドライン等の趣旨を踏まえた実質的な対応を行うことが求められる。

(1) 経済制裁措置に関する外為法令の遵守状況

- ① 外為法第16条第1項若しくは第3項、第21条第1項又は第25条第6項の規定に基づく命令の規定による財務大臣の許可取得状況（同法第67条第1項の規定に基づく許可に対する条件の遵守状況を含む。）
- ② 外為法第17条の規定に基づく確認義務の履行状況（同法第17条の3及び第17条の4第1項の規定により準用する場合における当該義務の履行状況を含む。）
- ③ 外為法第55条の9の2第3項の規定に基づく外国為替取引等取扱業者遵守基準に従った外国為替取引等の実施状況

(2) 両替業務における取引時確認等及び疑わしい取引の届出に関する犯収法令の遵守状況並びに特定為替取引等における本人確認義務等に関する外為法令の遵守状況

- ① 犯収法第4条第1項から第5項までの規定に基づく取引時確認等、同法第6条の規定に基づく確認記録の作成義務等及び同法第7条の規定に基づく取引記録等の作成義務等の履行状況（両替業務に係るものに限る。）
- ② 犯収法第8条の規定に基づく疑わしい取引の届出義務等の履行状況
- ③ 外為法第18条第1項から第3項まで及び第18条の3並びに第22条の2の規定に基づく本人確認義務及び本人確認記録の作成義務等の履行状況（同法第18条の5及び第18条の6第1項並びに第22条の3の規定により準用する場合におけるこれらの義務等の履行状況を含む。）

(3) 外国為替取引に係る通知義務に関する犯収法令の遵守状況

犯収法第10条の規定に基づく外国為替取引に係る通知義務の履行状況

(4) 特別国際金融取引勘定の経理等に関する外為法令の遵守状況

外為法第21条第4項の規定に基づく命令の規定による特別国際金融取引勘定の経理等に関する事項の遵守状況（同法第67条第1項の規定に基づく承認に付す条件の遵守状況を含む。）

(5) 外為法第6章の2の規定に基づく報告義務の履行状況

(6) (1)～(5)までに掲げる事項に関連する外為法令等の遵守状況

財務省は、情勢の変化等に機動的かつ実効的に対応するために、リスクベース・アプローチの考え方に沿って、外為法令等を遵守するための内部管理態勢等に関するオフサイトでのモニタリングを実施し、リスクの高低に応じて資源を配分し、実効的かつ効率的な外為検査を実施していく。

外為検査等において把握した不備事項について、外為検査の対象先の当該不備事項に関する責任者又は担当部署は、発生した原因等を検証するため、外為検査を行う検査官との間での双方向の議論を通じてその問題点を認識する必要がある。また、認識した問題点に基づく再発防止策を策定し、これを実施すること等により、外為検査の対象先には、外為法令等遵守における内部管理態勢の確実な改善が求められる。

本ガイドラインにおいて対応が求められる事項に係る措置が不十分であり、外為法令等の規定に違反する事態が生じた場合には、必要に応じて、外為法令等の規定に基づく是正措置等行政上の対応を行い、内部管理態勢等の改善を図る。

また、刻々と変化する国際情勢を踏まえたリスクの変化等に機動的かつ実効的に対応するためには、財務省は、関係当局との連携を進めていく必要がある。とりわけ、金融機関等を監督する立場の金融庁との連携を深めることにより、オフサイト・モニタリング及び外為検査の実効性や効率性の向上が図られることが期待できる。更に、必要に応じて、外国当局と情報交換を行うことも有効である。